平成| 二十四年文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・ |境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規 環境省令第二号

する法律(平成十五年法律第百三十号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、 、係る登録に関する省令の全部を改正する省令を次のように定める。 年法律第六十七号)の一部の施行に伴い、並びに環境教育等による環境保全の取組の促進に関 3の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律 (平成) 人材認定等事

国土交通省・環境省令第一号)の全部を次のように改正する。 人材認定等事業に係る登録に関する省令(平成十六年文部科学省・農林水産省・経済産業省・人材認定等事業に係る登録に関する省令の全部を改正する省令

(支援団体の指定の基準)

第一項第一号の主務省令で定める基準のうち経理的基礎に係るものは、次に掲げる*:一条 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(以下「法」という。) 債務超過の状態にないこと。 次に掲げるものとする。 第十条の一

るものとする。 法第十条の二第一項第一号の主務省令で定める基準のうち技術的能力に係るものは、一 支援事業を適確かつ円滑に実施するのに必要な資力を有していること。 次に掲げ

事した経験を有する者が一人以上含まれていること。 指定の申請をする団体の構成員に、支援事業のうち当該団体の申請に係る事業に三年以上従

以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者が行い、又は一 指定の申請をする団体が行う支援事業を、支援事業のうち当該団体の申請に係る事業に三年

うための体制が整備されていること。 これらの者の指導の下に適切に行うものであること。 指定の申請をする団体が行う支援事業の実施に関する業務の執行及び会計の経理を適正に行

3 指定の申請をする団体が行う支援事業において、特定の者に対して不当な差別的取扱いをす法第十条の二第一項第二号の主務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

るものでないこと。 指定の申請をする団体が行う支援事業において、

指定の申請をする団体が行う支援事業の実施体制に関する事項を公表することとしているこ

ないものでないこと。 法第十条の二第六項の規定により指定を取り消され、 その取消しの日から二年を経過してい

(支援団体の指定の申請)

第二条 法第十条の二第一項の指定の申請をしようとする団体は、第二条 法第十条の二第一項の指定の申請をしようとする団体は、 次に掲げる事項を記載した様式

当該団体が行う支援事業の名称

当該団体が行う支援事業の内容

当該団体が行う支援事業の対象となる者の範囲

前項の申請書には、 次に掲げる書類を添付するものとする。

申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における当該団体が行う支援事業の計画書及び収定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

支予算書

四 当該団体の財務諸表の他の業務の実施体制について記載した書類の他の業務の実施体制について記載した書類 支援事業のうち当該団体の申請に係る事業について知識及び経験を有する者の確保の状況そ

その他参考となるべき事項を記載した書類当該団体が行う支援事業の実施体制に関する公表方法について記載した書

(変更等の届出)

きは、 支援団体は、前条第一項各号に掲げる事項に変更があったとき又は支援事業を廃止したと 遅滞なく、 それぞれ 様式第二又は様式第三によりその旨を主務大臣に届け出なければなら

人材認定等事業)

第四条 法第十一条第一 ものとする。 項の主務省令で定める人材認定等事業は、 次の各号の いずれにも該当する

利益の分配その他の営利を主たる目的とするものでないこと。

特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

「該各号に該当するものとする。 前項に定めるもののほか、人材認定等事業は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、 それぞれ

すものであること。

人材認定等事業のうち育成に係る事業(以下「育成事業」という。) 次に掲げる要件を満た

講習又は研修(以下「講習等」 という。)を行うものであること

口

イ

あること。 当該育成事業に係る講習等は、 当該育成事業の内容に応じ、 次に掲げる事項を含むもので

環境の保全に関する指導又は協働取組の促進に必要な知識又は技能に関する事項

環境の保全に関する指導の安全な実施に必要な知識又は技能に関する事項

(2)

講じられていること。 当該育成事業の内容に応じ、 講習等を受けようとする者の安全の確保を図るため Ó 措置が

すものであること。 人材認定等事業のうち認定に係る事業(以下「認定事業」という。) 次に掲げる要件を満た

書面審査、口述審査又は実地審査(以下「審査」という。)を行うものであること、 当該認定事業に係る審査の方法及び基準が明確であること。

ロ

のであること。 当該認定事業に係る審査の基準は、当該認定事業の内容に応じ、 次に掲げる基準を含むも

環境の保全に関する指導又は協働取組の促進に必要な知識又は技能の水準に関する基準

(2) 環境の保全に関する指導の安全な実施に必要な知識又は技能の水準に関する基準

二 当該認定事業の内容に応じ、審査を受けようとする者の安全の確保を図るための措置が講 じられていること。

者の利用に供するものを開発し、これらの者に提供するものであること。 あって、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育を行う者又は環境の保全に関する学習を行う う。) 環境保全の意欲の増進又は環境教育に関する教材(以下「環境教育教材」という。)で 人材認定等事業のうち教材の開発及び提供に係る事業(以下「教材開発・提供事業」とい

(登録の申請)

第五条 法第十一条第一項の登録の申請をしようとする者は、同条第二項第一号及び第二号に定 る事項のほか、次に掲げる事項を記載した様式第四による申請書を主務大臣に提出しなけ らない。

人材認定等事業の名称

人材認定等事業の行われる場所

いては当該事業に係る環境教育教材の提供の対象となる者の範囲 育成事業及び認定事業については当該事業の対象となる者の範囲、 教材開発・ 提供事 業につ

前項の申請書には、次に掲げる書類その他の資料を添付するものとする。

2

申請者が個人である場合は、その住民票の写し

はこれらに準ずるもの 申請者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又

申請者が法第十一条第三項各号の規定に該当しないことを説明した書面

類 直近の三事業年度の各事業年度における登録の申請に係る人材認定等事業の実績を記載した

兀

書

業に係る審査を行っていること。

登録の申請に係る認定事業については、

直近の三事業年度の各事業年度において当該認定事

員に関する事項を記載した書類

登録の申請に係る人材認定等事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書 の業

申請者が個人である場合は、所得税に係る納税証明書務の実施体制について記載した書類

申請者が法人その他の団体である場合は、財務諸表

からハまでに掲げる書類その他の資料 前各号に掲げる書類のほか、次のイからハまでに掲げる事業の区分に応じ、 それぞれ次のイ

育成事業 次に掲げる事項を記載した書類

当該育成事業に係る手数料に関する事項

(2) 事項 当該育成事業に係る講習等を受けようとする者の安全の確保を図るための措置に関する

(3) る事項 当該育成事業に係る講習等の講師の氏名、 職業及び略歴並びに講習等の受講定員に関す

認定事業 次に掲げる事項を記載した書類

当該認定事業に係る手数料に関する事項

(2) 事項 当該認定事業に係る審査を受けようとする者の安全の確保を図るための措置に関する

当該認定事業に係る審査の方法及び基準

要(価格及び提供先に関する事項を含む。)を記載した書類 直近の三事業年度において開発した環境教育教材及び当該教材の概

その他参考となるべき事項を記載した書類

第六条 法第十一条第四項第二号の主務省令で定める基準のうち経理的基礎に係るものは、 げるものとする 次に掲

一 申請者が法人その他の団体である場合は、債務超過の状態にないこと及び支援事業を適確か 保する見込みがあること。 人材認定等事業を適確かつ円滑に実施するのに必要な資金を確

申請者が個人である場合は、

ものとする。 法第十一条第四項第二号の主務省令で定める基準のうち技術的能力に係るものは、 つ円滑に実施するのに必要な資力を有していること。 次に掲げる

正に行うための能力を有していること。 申請者が個人である場合は、人材認定等事業の実施に関する業務の執行及び会計の経理を適

の体制が整備されていること。 申請者が法人その他の団体である場合は、当該業務の執行及び会計の経理を適正に行うため

三 登録の申請に係る育成事業については、次に掲げる要件を満たすものであること。 申請者が個人である場合は、当該申請者が当該育成事業において三年以上講習等の業務に

習等の業務に従事した経験を有する者が一人以上含まれていること。 従事した経験を有していること。 申請者が法人その他の団体である場合は、その構成員に当該育成事業において三年以上講

験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者が行い、又はこれらの者の当該育成事業に係る講習等を、当該育成事業において三年以上講習等の業務に従事した経 指導の下に適切に行うものであること。

直近の三事業年度の各事業年度において当該育成事業に係る講習等を受けた者が五人以上

五. 登録の申請に係る教材開発・提供事業については、 次に掲げる要件を満たすものであるこ

教育に効果を有すると認められるものであること。 直近の三事業年度において開発した環境教育教材の内容が環境保全の意欲の増進又は環境

口 増進若しくは環境教育を行う者又は環境の保全に関する学習を行う者に広く提供しているこ 直近の三事業年度の各事業年度において当該事業に係る環境教育教材を環境保全の意欲の

(変更等の届出)

あっては様式第五、登録人材認定等事業の廃止に係る場合にあっては様式第六による届出書によ第七条 法第十一条第七項の規定による届出は、同条第二項各号に掲げる事項の変更に係る場合に ってしなければならない。

(体験の機会の場の認定の基準)

第八条 法第二十条第一項第三号の主務省令で定める基準は、 次に掲げるものとする

環境の保全に関する学習の機会の提供を行うこと。

適切な計画が定められていること。

措置が講じられていること。 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るため

特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと

利益の分配その他の営利を主たる目的とするものでないこと。

われるものであること。 れと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業に一年以上従事した経験を有する者若しくはこ

法第二十条第一項第四号の主務省令で定める基準は、認定の申請に係る土地又は建物につ 安全の確保その他の適切な管理が行われていることとする。

(認定の申請)

第九条 法第二十条第一項の認定の申請をしようとする者は、同条第三項第一号から第三号までに 条の七第一項に規定する場合にあっては同項に規定する指定都市等の長、法第二十条の八に規定 する場合にあっては主務大臣。第十一条及び第十二条において同じ。)に提出しなければならな 定める事項のほか、次に掲げる事項を記載した様式第七による申請書を都道府県知事(法第二十

認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の対象となる者の範囲

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業のために当該体験の機会の場を提供する期

申請者が個人である場合は、その住民票の写し

はこれらに準ずるもの 申請者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又

申請者が法第二十条第四項各号の規定に該当しないことを説明した書面

う事業の実績を記載した書類 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における認定の申請に係る体験の機会の場で行

兀

申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

措置(当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む。)について記載した書類 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るため

八 t その他の業務の実施体制について記載した書類 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業について知識及び経験を有する者の確保の状況 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加に要する費用の額及び当該事業の参加定

認定の申請に係る土地又は建物の位置を示す地図及び当該土地若しくは建物の登記事項証明 又はこれに準ずるもの

とについての当該事業の実施者の同意書 認定の申請に係る体験の機会の場において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施するこ

十一 その他参考となるべき事項を記載した書類

第十条 法第二十条第八項の規定による届出は、同条第三項各号に掲げる事項を変更したときにあ 出書によってしなければならない。 っては様式第八、認定体験の機会の場の提供を行わなくなったときにあっては様式第九による届 (更新の申請)

(運営の状況の報告)

第十一条 法第二十条の二第二項の有効期間の更新を受けようとする者は、様式第十による申請書 を都道府県知事に提出しなければならない。

第十二条 法第二十条の四第一項の規定による報告は、前年度における認定に係る体験の機会の場 ことにより行うものとする。 で行う事業に関する次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事が定める日までに提出する

実施の期間実施の目的 実施の内容

実施の回数

参加に要する費用

ときはその内容及び再発を防止するために講じた措置 参加者又は実施者の生命又は身体について被害が発生した事故の有無並びに当該事故がある 参加者数

収支決算

年度における認定に係る体験の機会の場で行う事業が年度を超えて行われる場合等年度ごとの事 業に関する事項の報告が困難であるときは、 前項各号に掲げる事項(以下この項において「事業に関する事項」という。)については、 都道府県知事が定める期間における事業に関する事 前

項とする。 (公示の方法)

第十三条 法第二十条の七第三項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法 により行うものとする。

(環境保全に係る協定の公表事項)

第十四条 法第二十一条の四第二項の主務省令で定める事項は、 次に掲げるものとする。

協定の対象区域

協定の有効期間

協定に参加する者の氏名又は名称

(協働取組の申出)

第十五条 法第二十一条の四第五項の規定による申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載 員会に対して提出しなければならない。 公共団体であるものにあっては当該協働取組の対象区域を管轄する地方公共団体の長又は教育委した様式第十一による申出書を、協働取組の相手方が国であるものにあっては主務大臣に、地方

氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名

協働取組の名称

協働取組の内容

協働取組に参加する者の氏名又は名称

前項の申出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

申出者が個人である場合は、当該個人の住民票の写し

はこれらに準ずるもの 申出者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又

三 その他参考となるべき事項を記載した書類

3

提出を求めることができる。 育委員会は、前項各号に掲げるもののほか、当該申出が適切であると認めるために必要な書類の 法第二十一条の四第五項の規定による申出を受けた主務大臣又は地方公共団体の長若しくは教

(協働取組の申出が適切と認められる基準)

第十六条 法第二十一条の四第六項の主務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

基本方針に照らして適切なものであること。

二 法第八条第一項の規定による行動計画を作成している都道府県又は市町村にあっては、 行動計画に照らして適切なものであること。

申出に係る協働取組の内容が環境の保全上の効果を有すると認められるものであること。 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

五四 しくは教育委員会の所掌事務の範囲に照らして適切なものであること。 申出に係る協働取組の内容が、主務大臣又はその相手方として希望する地方公共団体の長若

(国民、民間団体等による協定の公表事項)

第十七条 法第二十一条の五第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 協定の名称

協定の対象区域

協定の有効期間

兀 (国民、民間団体等による協定の届出等) 協定に参加する者の氏名又は名称

第十八条 法第二十一条の五第一項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載 府県にわたる場合にあっては、主務大臣。次条において同じ。)に提出しなければならない。 した様式第十二による届出書を、都道府県知事(当該届出に係る協定の対象区域が二以上の都道 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名

協定の名称

協定の内容

五四 協定の目的

協定の対象区域

協定の有効期間

協定に参加する者の氏名又は名称

前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 届出者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又 届出者が個人である場合は、当該個人の住民票の写し

三 その他参考となるべき事項を記載した書類 はこれらに準ずるもの

(変更等の届出)

第十九条 あっては様式第十四による届出書を、 前条第一項各号に掲げる事項を変更する場合にあっては様式第十三、当該協定を廃止する場合に 提出しなければならない。 法第二十一条の五第二項の規定により協定の内容その他の事項が公表された届出者は、 同項の規定による届出書を提出した都道府県知事に対して

同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。ただし、主務大臣が自らその権限を行使する第二十条第十五条に規定する主務大臣の権限は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、

(権限の委任)

	雰	境教育等支援団体持	肯定申請書		
			※整理番号		
			_	年	月
主務大臣 殿	申請者	名称 住所			
		代表者の氏名			
り申請します。			津第10条の2第1項の	規定により、	次のとお
	の名称		#第10条の2第1項の	規定により、	次のとお
り申請します。 支援事業	の名称の内容		 第10条の2第1項の	規定により、	次のとま

- 1 %の側には、記載しないこと。 「住所」については、生たる事務所の所在地を記載すること。 3 「支援事業の内容」については、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでない旨を 説明すること。 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

枸	技	第2(第3	3条関係	€)									
							3	支援事業変更届	出書	F			
										整理番号			
		主務大臣	殿								年	月	B
					届	出者		名称 住所 代表者の氏名					
						-		進に関する法律 のとおり届け出		行規則第2条第 す。	1項に掲げる	事項を	変更
		支 援	事	業	Ø	名	称						
		変更の) 内 宏		変	更	前						
		~ ~ ~ ~	111		変	更	後						

る経済産業局長第十五条第一項に規定する申出に係る協働取組の対象区域を管轄す

|第十五条第一項に規定する申出に係る協働取組の対象区域を管轄す

る地方環境事務所長第十五条第一項に規定する申出に係る協働取組の対象区域を管轄す

様式第1

(第2条第1項関係

環境大臣の権限

経済産業大臣の権限

農林水産大臣の権限 主務大臣の権限 ことを妨げない。

る地方農政局長

地方支分部局の長

- - 「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。 「支援事業の名称」には、変更前の名称を記載すること。 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

左线	第3(第3条	関係)													
						支	反援事業 原	兖止届	出書							
										整理	图番 号	<u></u>				
	S - 100 - 1													年	月	E
	主務大	臣 房	Ž.	届	出者		名称 住所									
							代表者の	の氏名								
Ŕ						党教育等 け出ます	による雰	環境保	全の耳	取組の付	足進に	関す	る法律	赴施 行	 力規則	第3
	支	援	事業	į) 名	称										
	廃	止	Ø	年	月	B			年		月		Ħ			
	廃	1h	σ.)	理	由										
L																

									Τ
	人村	認定等事業型	经申請	書					
				※整 理	图番号				
							年	月	
主務大臣 殿									
		氏名							
申請	者	住所							
環境教育等による環境保全の します。	の取組の促	進に関する法	律第11	条第2	項の規	定によ	り、次の	りとおり	E
人材認定等事業の名称									
人材認定等事業の内容									
人材認定等事業の行われる	屋内								
場所 (該当するものに○を すること)	屋外	森林 田園 その他(公園	河川	湖沼	海岸	海洋)		
育成事業又は認定事業 については、当該囲、当 が開発・提供事業 の対象となる者の範第につ は、当該教材の形 は、当該教材の提供 る環境教材の範囲 の対象となる者の範囲									

- 備考
 1 ※の欄には、記載しないこと。
 2 申請者が法人その他の団体の場合にあっては、「氏名」については、法人その他の団体の場合にあっては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
 3 「人材設定等事業の内容」については、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでない旨を説明すること。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

	登録	人材認定等事業?	変更届出書		
			整理番号]
主務大臣 殿				年	月
工伤八匹 殿	届出者	氏名			
	7207-12	住所			
環境教育等による! ので、同条第7項の;			津第11条第2項各号に掲 ナ。	げる事項を	変更し
人材認定等	事業の名称				
変更の内容	変更前				
※ 果の内容	変更後				

様式第5 (第7条関係)

- 高等 1 届出者が法人その他の団体の場合にあっては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主とる事務所の所在地を記載すること。 2 「人材認定等事業の名称」には、変更前の名称を記載すること。 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

変 更 の 年 月 日

更

様	式第6(第7条関係)						
	2	登録人	材認定等事業廃	止届出書			
				整理	里番 号		
						年	月
	主務大臣 殿						
	届出者		氏名				
	旭山相		住所				
	登録人材認定等事業を廃止した 11条第7項の規定により、次のと			る環境保	全の取組の	促進に関す	る法律領
	人材認定等事業の名	称					
	廃 止 の 年 月	日		年	月	Ħ	
	廃 止 の 理	由					

- 備考 1 届出者が法人その他の団体の場合にあっては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び 代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

	体験の機会の場	の認定申請	青書			
		3	※整理番号			
					年月	Ħ
都道府県知事 殿						
市町村長主務大臣	氏名					
申請	_					
	住所					
		る法律第20	条第3項の規	定により、	次のと	お
環境教育等による環境保全の 情します。 体験の機会の場の名称及び 所存地		る法律第20	条第3項の規	定により、	次のと	お
体験の機会の場の名称及び 所在地 体験の機会の場で行う環境 保全の意欲の増進に関する		る法律第20:	条第3項の規	定により、	次のと	お
情します。 体験の機会の場の名称及び 所在地 体験の機会の場で行う環境		る法律第20	条第3項の規	定により、	次のと	: \$3
体験の機会の場の名称及び 所在地 体験の機会の場で行う環境 保全の意欲の増進に関する 事業の内容 体験の機会の場で行う環境 保全の意欲の増進に関する	年	る法律第20: 月	条第3項の規 日から	定により、	次のと	

- □ 第の欄には、記載しないこと。

 1 ※の欄には、記載しないこと。

 2 申請者が法人その他の団体の場合にあっては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 「体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の対象となる者の範囲」については、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでない旨を説明すること。4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式	C第 8 (第 10 条関係	()					
		\$25 \$0.	定体験の機会	の場変更別	虽出書		
					整理番号		
						年	月
	都道府県知事 殿 市町村長						
II	主務大臣		氏名				
		届出者					
			住所				
σ.	環境教育等による つで、同条第8項の				0条第3項各号	に掲げる事項	を変更し
	体験の機会	の場の名称					
	***	変更前					
	変更の内容	変更後					
	変更の	年 月 日		年	月	日	
	変更	の理由					
			*				

- 備考 1 届出者が法人その他の団体の場合にあっては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び 代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。 2 「体験の機会の場の名称」には、変更的の名称を記載すること。 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

梛	1人第	9 (第	3 10 余	判例	ŧ)											
							認定体	験の機	会の場	廃止届	出書					
											整理	图番 号				
														年	月	
		道府県														
	Ĺ	務け	大臣	J	屈	出者		氏名								
					/85	ши		住所								
							たので、 とおり届			よるほ	景境保	全の取組	且の促	進に関	するネ	去律領
		体験	の機	会	の場	の名	称									
		廃	ıĿ.	Ø	年	月	日			年		月		F		
		廃	止		の	理	由									

個考 1 屈出者が法人その他の団体の場合にあっては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び 代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

	認定体験の機会の地	易更新申請書	F		
		整	理番号		
				年	月
都道府県知事 殿市町村長					
主務大臣	氏名				
申請	住所				
環境教育等による環境保全の) 申請します。	が収価の定地に関する。	5年第20余0) 2 第 2 項の別	足により	. KOE
り申請します。	収組の定単に関する6	5年第20余0) 2 第 2 項の別	足により	. KOE
の申請します。 体験の機会の場の名称及び 所在地 体験の機会の場で行う環境	現場は少り促進に関するお	5年第20余の) 2 第 2 項の別	足により	, KOE
り申請します。 体験の機会の場の名称及び 所在地	収離が定地に関するお	公伴弟20余少) 2 第 2 項の別	ににより	, KOE
の申請します。 体験の機会の場の名称及び 所在地 体験の機会の場で行う環境 保全の意欲の増進に関する	10111111111111111111111111111111111111	公伴弟20余0	2 第 2 項の対	記定により	, KUZ
申請します。 体験の機会の場の名称及び 所在地 体験の機会の場で行う環境 保全の意欲の増進に関する 事業の内容 体験の機会の場で行う環境 体験の機会の場で行う環境 保全の意欲の増進に関する	年	月	日から	見定により	日まで

(編考 1 申請者が法人その他の団体の場合にあっては、「氏名」については、法人その他の団体の名称 及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 11 (第 15 条第 1 項関係)	
国又は地方公共団体との協働取組に係る申出書	
※整理番号	
年	1 1
殿	
氏名 申出者	
住所	
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第21条の4第5項の規定により、次 り申し出ます。	のとお
協働取組の名称	
協働取組の内容	
協働取組の目的	
協働取組の対象区域	
協働取組の期間	
協働取組に参加する者の氏 名又は名称	
 備考 1 ※の欄には、記載しないこと。	
2 申出者が法人その他の団体の場合にあっては、「氏名」については、法人その他の団体 び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。	の名称及
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	

送式	第 12	2(第 1	8条	第1項	関係)	
						国民、民間団体等による協定届出書
						※整理番号
						年 月
		府県知		殿		
	(主 種	务 大 [五)			氏名
					届出	
					жщ	住所
ŋ		教育等 出ます		る環境	保全0	D取組の促進に関する法律第21条の 5 第 1 項の規定により、次のとお
	協	定	Ø	名	称	
	協	定	Ø	内	容	
	協	定	Ø	目	的	
	協	定の	対	象区	城	
	協	定の	有	効 期	間	
	協定は名	に参加 称	する	る者の日	毛名又	
						<u>l</u>

(曲考 1 ※の欄には、記載しないこと。 2 届出者が法人その他の団体の場合にあっては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

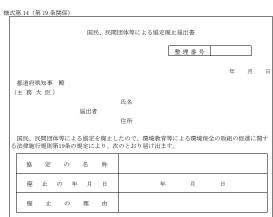
大线	第 13(第 19 翁	e 関係	:)												
	国民、民間団体等による協定変更届出書															
										整理	番号					
	都道府リ	H for the	100.											年	月	
	(土 4%)	八丘	,		3 11 1 - k S		氏名									
				Æ	出者		住所									
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則第18条第1項に掲し したので、同令第19条の規定により、次のとおり届け出ます。														げる	事項	を変
	協	定	0) :	名	称										
	変更	on ets	容	変	更	前										
		o N		変	更	後										
	変	更	Ø	年	月	日			年		月		日			
	変	更	0)	理	由										
							•									

- 備考

 1 届出者が法人その他の団体の場合にあっては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。

 2 「協定の名称」には、変更前の名称を記載すること。

 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。



- 備考
 1 届出者が法人その他の団体の場合にあっては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び 代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

附 則 (平成三一年四月一日文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省る法律の一部の施行の日(平成二十四年十月一日)から施行する。この省令は、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正す附 則

令第一号)

正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(平成三十一年七月一日)から施行する。この省令は、公布の日から施行する。ただし、様式第一から様式第十四までの改正規定は、 (令和二年一二月二八日文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境 不

(施行期日)

省令第一号)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用う。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。 第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式 (次項において「旧様式」とい することができる。 (経過措置)